

競争入札参加資格審査申請書変更届のご案内（測量・建設コンサルタント等業務）

入札参加資格認定後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を次表右欄の添付書類を添付して提出してください。

1 届出が必要な事項及び添付書類

- ・変更手続きは、広島県の資格審査受付システムを利用した電子申請で行い、添付書類は電子申請で提出してください。電子申請での手続き終了後、送信完了件受付票及び必要書類を江田島市へ提出してください。電子申請を利用した場合は、添付書類の提出は必要ありません。（委任状は除く）
 - ・電子申請を利用されていない方や電子申請では変更できない内容については、変更届（別記様式）、添付書類等を書面で提出してください。（郵送可）
 - ・委任状を提出する際には、電子システム上ではなく、書面で委任状の提出が必要です。（郵送可）
- ※委任できる営業所は一つのみです。

【電子申請又は窓口申請】

	項目	添付書類
会社基本情報	本店所在地	・登記事項証明書（写し）
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	

	項目	添付書類
登録情報	国の建設コンサルタント 部門登録の追加、削除	・登録又は削除通知書（写し）
	国の地質調査業者登録の 追加、削除	
	国の補償コンサルタント 部門登録の追加、削除	

※ただし、資格認定された部門に限る。

	項目	添付書類
委任先の営業所情報	所在地	添付書類不要
	営業所名	
	受任者氏名	・委任状（電子申請は提出不要。原本を江田島市へ提出）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX 番号	
	E メールアドレス	
	廃止	
	委任先の新規登録	・営業所一覧表 ※電子申請の場合は不要。
	委任先の営業所を変更	・委任状（電子申請は提出不要。原本を江田島市へ提出）

項目	添付書類
入札参加資格取下げ	添付書類不要 ※取下げ申請をした業種は、認定されている期間中においては再申請できません。

【その他、必要書類】

	項目	提出書類
その他	使用印鑑（実印）	・印鑑証明書（写し、実印の場合のみ） ・使用印鑑届

2 注意点

- 希望業種（分野及び部門）の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、競争入札等に係る指名除外要綱による指名除外の対象になる場合があります。
- 次に掲げる事項に該当する場合には、入札参加資格が失効しますので財政課までご連絡ください。
なお、入札参加資格を再度取得するためには、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。

ア 測量分野の測量一般部門、地図の調製部門、航空測量部門の入札参加資格を有する者が、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条 10 の規定により、測量業者の登録を削除されたとき

イ 建築関係建設コンサルタント分野の建築一般部門の入札参加資格を有する者が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 8 の規定により、建築士事務所の登録を抹消されたとき

ウ その他分野の不動産鑑定部門の入札参加資格を有する者が、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 30 条の規定により、不動産鑑定業者の登録を削除されたとき

3 届出が不要な変更の例

- ・許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- ・代表者以外の役員の変更
- ・決算、資本金、使用印鑑の変更
- ・江田島市との契約締結権限を有しない営業所事項

4 その他

次の事項については、変更があった時点で、江田島市と業務委託契約を締結している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに業務発注担当課に変更事項を届け出る必要があります。

- ・商号・名称（必須）
- ・本店所在地（本店が契約を行っている場合）
- ・代表者氏名（本店が契約を行っている場合）
- ・営業所所在地（営業所が契約を行っている場合）
- ・営業所名称（営業所が契約を行っている場合）
- ・受任者（営業所が契約を行っている場合）

5 提出先

江田島市総務部財政課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

電話 0823-43-1629